

# 上ノ国町新型コロナウイルスワクチン接種実施本部設置要綱

令和3年3月1日訓令第2号

## (目的)

第1条 本町において新型コロナウイルスワクチンを迅速かつ適切に接種できるよう全庁的な実施体制を構築するため、上ノ国町新型コロナウイルスワクチン接種実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 事務運営に関すること
- (2) 実施体制に関すること
- (3) 広報、相談に関すること
- (4) 連絡調整に関すること
- (5) その他目的達成のため必要な事項に関すること

## (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には副町長を、副本部長には保健福祉課長を充てる。

3 本部員は、上ノ国町役場庁議等設置規程（昭和54年上ノ国町訓令第5号）第4条に規定する主管者会議の構成員（町長、副町長及び教育長を除く。）をもって充てる。

## (職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長がその職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 本部員は、本部長の命を受け、次の事項を処理する。

- (1) 会議で決定した各課等の役割を遂行すること
- (2) 課内職員の役割分担及び調整を図ること
- (3) その他本部長が必要と認めること

4 上ノ国町職員定数条例（昭和49年上ノ国町条例第2号）第1条の職員（本部員を除く。）は、本部員（所属課長）の命を受け、事務に従事する。

## (本部会議)

第5条 本部長は、必要に応じ本部会議を招集し、その議長となる。

2 本部会議には、本部長のほか副本部長、本部員が出席する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

## (事務局)

第6条 本部の事務局は、保健福祉課に置く。

## (その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和3年3月1日から施行する。